

随意契約理由書

件名	神戸市共通基盤システムにかかるハード・ソフトウェアの借上げ
契約の相手方	日立製作所株式会社
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本システムは、平成24年度の一般競争入札(総合評価)により同社が落札、構築したものである。 機器の借上げは、平成25年5月から平成31年3月までの期間日立製作所(株)から借り上げている。</p> <p>共通基盤システムと共に、統合宛名システムに関連する機器も日立製作所(株)から借上げており、その期間は平成32年12月までである。 統合宛名システムの平成32年12月の契約期間満了後のシステムリプレースの際に、共通基盤システムと統合宛名システムのサーバーを統合することで経済的かつ効率的に業務を遂行できると考えている。 平成31年4月から平成32年12月まで、共通基盤システムで当初に借り上げた機器を新規に調達するのは、更改時の初期設定経費等が割高となる。</p> <p>よって、統合宛名システムの機器の借上げ期間(令和2年12月まで)の終りに、共通基盤システムと合わせて機器更改を行い、平成31年3月で借上げが終了する機器を継続して借り上げることで経費を削減できる。</p> <p>したがって、現在の機器借上げ契約の相手方日立製作所(株)から継続して機器を借り上げることで経済的かつ効率的に業務を遂行できる。</p>	
担当部署 (問合せ先)	企画調整局情報化戦略部 基盤・マイナンバー制度担当 (電話番号 322-6461) 内線2833